

議 事 録

第 36回 定 例 総 会

令和5年7月10日

太田市農業委員会第36回定例総会議事録

開会日時 令和5年7月10日（月） 午後2時
 閉会日時 令和5年7月10日（月） 午後2時54分
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室（2階）

出席委員 (19人)	1 小林 良孝	2 石原 康男	3 牛久保 榮治	4 永井 幸二
	5 木村 克巳	6 長島 佳男	7 齋藤 森雄	8 中村 博正
	9 佐野 順一	10 新井 章夫	11 小島 秀一	12 齋藤 道明
	13 新井 整	14 山田 清作	15 飯塚 茂夫	16 片亀 昌子
	17 中島 沙織	18 清水 由紀江	19 青木 紀美子	

欠席委員
(0人)

出席職員 高柳局長 金谷次長 小此木次長補佐 西野目係長
(8人) 大澤主任 町田主任 松井主任 大崎主任

会議に付 した事項	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(会長)
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	(会長)
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	(会長)
	議案第4号	令和6年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する 意見書の決定について	(会長)

報告事項	報告第1号	太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
	報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
	報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
	報告第4号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第36回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員19名、欠席の委員なしです。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、14番 山田清作委員 と 15番 飯塚茂夫委員 の二人に
お願いいたします。
また、書記につきましては事務局の町田主任を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正はございません。

5 議事顚末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。

提出件数は8件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数8件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林北町の土地 畑 939 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

2番 鳥山下町の土地 田 496 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

3番 堀口町の土地 畑 799 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

4番 新田下田中町の土地 畑 1,974 の内 500 m²、母より申請地を借り受け、農業に精進したい。

5番 新田花香塚町の土地 畑 305 m²、農業経営を積極的に行うため申請地を取得したい。

6番 新田上田中町の土地 畑 983 m² 外1筆 計 1,281 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

7番 大原町の土地 畑 1,550 m² 外2筆 計 5,533 m²、父より経営移譲を受け野菜栽培を行っており、申請地についても使用貸借を設定したい。

8番 大久保町の土地 畑 1,798 m²、農地を譲受け、ビニールハウスを設置して施設園芸を行い、経営規模を拡大したい。

なお、1番から8番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員

番号1番について私から報告させていただきます。

こちらは農地の売買になるんですが、●●さんと●●さんはもともとご親族で、両方とも埼玉県にお住まいです。土地は、太田市高林北町な

んですけれども、もともと●●さんという譲渡人の方の畑を●●さんが現在も耕作されている状態でして、特に問題ないと判断いたしました。

再度ご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、番号2番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 それでは、2番につきましてご報告申し上げます。

譲受人は、農地を買入れまして経営規模を拡大したいということであります。もともと●●●●さんでありましたので、農機具等を一切管理しております。また、鳥之郷地区では、米作を中心とした農家の中では最も規模の大きいところです。法人がやっております。この土地は、もともと譲渡人から借りたところを売買で取得し、規模を拡大したいということであります。ですから、何ら問題はないと思います。以上です。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、番号3番について、第4地区協議会の調査した意見結果

を報告願います。

15番委員

番号3番について説明いたします。

譲渡人の●●さん、この方が畑の管理がもう難しいということで、譲渡したいということで、この畑をあげますので、誰かおりませんかということで看板を揚げたそうなんですけれども、そのときに●●さんという方が、かなり大きくやっている農家の方なんですけれども、手を挙げまして、贈与という形になりました。現地を調査したところ、畑で周囲にも何の影響もなく、●●さんは農家をやっておりますので、許可相当と意見決定しました。

再度審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、第4地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。

議長

続きまして、番号4番から6番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5番委員

第5地区です。番号4番から6番について、同地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認した結果を報告します。

番号4番は、既に経営移譲を行っている親から子への使用貸借です。

番号5番、6番については、経営規模拡大を目的としており、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないものと判断しました。いずれの申請も、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、第5地区協議会より番号4番から6番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号4番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号4番から6番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、番号7番から8番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 13番委員 7番について申し上げます。
議案第1号7番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、今回の申請は父より使用貸借して経営規模を拡大するものです。何ら問題ないかと思えます。
以上です。
- 18番委員 8番について私より報告いたします。
第6地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は譲渡人の実家の裏に住んでおります。今まで農地を借り受け耕作してまいりましたが、このたび売買するものです。譲受人はキュウリ栽培を大きくしており、規模拡大するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号7番から8番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号7番から8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号7番から8番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いします。

事務局	提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。 1番 新田大根町の土地 1,018 の内 1.02 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。 営農型太陽光発電設備設置用地として一時転用するものです。 以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。 番号1番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
5番委員	番号1番について報告します。 当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告します。 同申請は、営農型太陽光発電の1回目の更新で、下部農地ではブルーベリーを栽培しております。昨年の農地パトロールの調査結果で、適切な営農がされていなく、事務局から改善報告書の提出を求められた経緯があります。過去3年間の営農状況を見ると、作付当初から何本も苗木が枯れてしまう。その都度、苗木を購入して作付していますが、なかなか生育がうまくいかず、現在は単収要件を満たす本数の作付がされていません。水不足が不生育の原因の一つであったため、既に井戸を掘るなど営農方法の改善がされており、また、単収要件を満たすために必要な本数の苗木の購入も確認できています。今後は県の農業普及員の指導も受けていくとのこと。これまでの指導の経緯を踏まえ、まずは1年間、営農の状況を見ていくこととし、許可相当と意見決定しました。 再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長 委員	ただいま、第5地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。 なし。

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は、27件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 提出件数27件について、朗読し詳細に説明する。
1番 細谷町の土地 622 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には東武伊勢崎線細谷駅から300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。
太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。
2番 米沢町の土地 330 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。
なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
一般住宅用地として転用するものです。
3番 新道町の土地 299 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。
一般住宅用地として転用するものです。
4番 由良町の土地 316 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。
5番 矢場町の土地 303 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。
6番 龍舞町の土地 162 m² 外3筆 計524 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。
7番 下小林町の土地 514 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地とし

て転用するものです。

8番 下小林町の土地 414 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 下小林町の土地 494 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 吉沢町の土地 85 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

11番 原宿町の土地 297 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 強戸町の土地 307 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

13番 尾島町の土地 1,388 m²、農地区分 第二種、太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

14番 堀口町の土地 861 m²、農地区分 第二種、太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

15番 安養寺町の土地 905 m² 外2筆 計3,238 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には太田市役所尾島庁舎から概ね300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

コンビニエンスストア用地として転用するものです。

16番 新田中江田町の土地 56 m² 外2筆 計793 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

進入路及び露天駐車場用地として転用するものです。

17番 新田村田町の土地 880 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続

して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

診療所用地として転用するものです。

18 番 新田村田町の土地 228 m² 外 1 筆 計 2,023 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

診療所用地として転用するものです。

19 番 新田村田町の土地 83 m² 外 2 筆 計 279 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

20 番 新田市野井町の土地 30 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の 2 分の 1 以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

21 番 新田市野井町の土地 469 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

22 番 新田大根町の土地 500 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

23 番 新田大根町の土地 295 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

24 番 新田大根町の土地 490 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続

して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

25 番 新田下田中町の土地 478 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

26 番 大原町の土地 2,269 m²、農地区分 第二種、倉庫・事務所・露天駐車場用地として転用するものです。

27 番 六千石町の土地 2,778 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

倉庫用地として転用するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から4番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8 番 委 員

番号1番から4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果の1番と2番を私から報告いたします。

番号1番の申請人は、太陽光発電事業を営んでおり、申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとの申請です。番号2番の申請人は借家に住んでおり、資金の都合がついたため、申請地を叔父より譲り受け、自己の住宅を建築したいとの申請です。

現地を確認したところ、1番は細谷駅の南西側の三種農地でございます。2番は、●●●●●●●●下に隣接し、西新町と細谷町に挟まれた場所にあります。1番、2番ともに一部農地に接しておりますが、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。番号1番、2番ともに再度審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

1 2 番 委 員

続いて、番号3番、4番を報告します。

番号3番の譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申

請地を取得し、自己の住宅を新築したいとの申請です。番号4番は、実家に住んでおり、資金の都合がついたため、申請地を父より借り受け、自己の住宅を新築したいとの申請です。

現地を確認したところ、番号3番は周辺が全て住宅地で、番号4番は実家の隣接地にあり、両方とも周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いします。以上です。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から4番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号5番から11番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員 第2地区から5番についてご説明いたします。

借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということです。住宅がいつばいできていますので、農地としての問題はないと判断しまして、許可相当と協議しました。以上、よろしくお願いします。

1番委員 続きまして、6番から9番まで、私のほうで報告します。

6番から9番についての申請地は、一般住宅用地です。現地を確認したところ、周辺農地へも支障がなく問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議ほど、よろしくお願いします。

4番委員 4番委員より、10番と11番を報告します。

10番につきましては、露天資材置場の用地ということで申請がありまして、周辺状況は道路と住宅に囲まれた土地でございます。許可基準から見た判断は全て適当ということで、地区協議会では許可相当と決定しましたので、再度協議をお願いしたいと思います。

さらに、11番につきましては、一般住宅用地の申請でありまして、申

請地の周辺状況は、ほぼ住宅と道路に囲まれた農地でありまして、許可基準から見た判断については全て適当ということで、地区協議会では許可相当として判断しましたので、再度この2点、協議をお願いいたします。以上です。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号5番から11番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号5番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号5番から11番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号12番について、第3地区協議会の調査した意見を報告願います。

2番委員 報告します。

譲受人と譲渡人は親子関係でございまして、場所は実家にすぐ隣接する土地に住宅を建築したいと。集落内農地でありまして、周りに対する支障は何もございませんので、許可相当という結論にいたしました。再度ご審議をよろしく願います。以上です。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号12番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号12番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号13番から15番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員 13番、14番につきましては、太陽光パネルの設置ということで現地を

確認したところ、周辺には農地がないことから、許可相当と意見決定しました。

15 番につきましては、旧 354 号線ですか、●●●●●●の入り口ということで、この場所も周辺には農地がないということで、許可相当と意見決定しました。

再度審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第 4 地区協議会より番号 13 番から 15 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 13 番から 15 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 13 番から 15 番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号 16 番から 25 番について、第 5 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

19 番委員 16 番をご報告いたします。

16 番は宗教法人であり、墓地への進入路が狭く駐車場も不足しているため、申請地を取得したいということで、現地確認をしたところ、協議会としては周りの農地に支障がないとして許可相当と判断いたしました。

よろしくお願いいたします。

7 番 委 員 17 番、18 番につきまして、第 5 地区から報告いたします。

ここに書いてあるように、同じ住所で同じ名前になっておりまして、地図を見てもらうとよく分かるんですが、18 番が土地で、17 番のところに建物というようなことで、一括というようなことで、中身も同じなので、説明も一括でしたいと思います。

そういったことで、整形外科医をここで開業するということで、地図を見てもらうと分かりますが、周りはそんなに農地らしい農地はないということでありまして、ちょうど●●●●のすぐ北側になるんですけれども、周りの農地に対する影響もないと思われますし、妥当でよろしいのではないかとということで地区協議会では決定いたしました。

それから、19 番につきましては、借家に住んでおり、資金の都合もつ

いたため、申請地を取得したいということでありまして、既存の集落のところでありまして、ほかに農地の妨げになるようなこともないと思われしますので、原案どおり承認してはいかがかと判断したわけでございます。

それから、20 番につきましても、同じように一般住宅用地ということで、ここにありますが●●●●●●と一括購入して一体利用で、これは農地法を知らずにしていたということなので、是正するというようなことなので、やむを得ないのではないかと判断しました。

それから、21 番につきましては、同じように借家に住んでおったんですが、資金の都合もついたため、申請地を祖母より借り受け、自己の住宅を新築したいということでありまして、チェックリストから見ても妥当ではないかということでございます。

再度ご審議をお願いいたします。

5 番 委 員

続きまして報告します。

番号 22 番から 25 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認をした結果を報告します。

番号 22 番から 24 番は、一般住宅の建築を目的とした転用事案です。番号 25 番は、譲受人の自宅南側にある農地を、許可を得ずに経営する造園業の資材置場として使用していたことが判明したため、始末書を添付し是正するものです。現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長

ただいま、第 5 地区協議会より番号 16 番から 25 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

4 番 委 員

私から 1 か所質問をお願いします。

議 長

どうぞ。

4 番 委 員

16 番のお寺の駐車場なんですけれども、これは私どものほうのお寺の駐車場の関係もありまして、私、いろいろ調べましたら、お寺の駐車場は非課税なんです。税金を払わなくて済む。一応駐車場ができた場合は、お寺の駐車場という看板を設置してもらいたいと特記事項で書いてありまして、実際に駐車場になっているところはちゃんと看板が立っていますので、お寺の場合は、そういうふうなことで農業委員会としてはちゃんとしたほうがいいと思いますけれども、いかがなものなんですかね。

事 務 局

今、4 番委員から指摘がありましたとおり、そのような形で事務局と

		しても申請人代理人を通じて指導していきたいと思います。ありがとうございます。
議 長		よろしいですか。
4 番 委 員		その辺は太田市農業委員会として決めるところはちゃんと決めていく、そういうふうにやらないと農業委員会の威信に関わりますので、よろしくをお願いします。以上です。
議 長		すみません、私からも質問させてもらっていいですか。案件の中身というより、案件のイメージが湧かないので、17 番、18 番なんですが、これは全体で約 3 反弱のところを約 1 反ぐらいが売買で、それ以外は賃貸借と。診療所が 438 m ² 、これ以外の用地というのは何に使うんですかね。
事 務 局		ほかは駐車場になります。
議 長		分かりました。ありがとうございます。
議 長	委 員	特にあとはご意見、ご質問はありますか。
議 長	議 員	なし。
		ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
		番号 16 番から 25 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
		(挙手 全員)
議 長		全員賛成でありますので、番号 16 番から 25 番を許可とすることに決定いたします。
議 長		続いて、番号 26 番から 27 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
1 8 番委員		26 番、27 番について報告いたします。
		第 6 地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果は、26 番は運送業の譲受人に囲まれた土地です。申請地を倉庫・事務所・駐車場として利用するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定いたしました。
		27 番は土木建設業の譲受人は、申請地の隣、西側を資材置場として使用しています。雨ざらしの資材を倉庫に移すために新築するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定いたしました。
		再度 26 番、27 番、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議	長	ただいま、第6地区協議会より番号26番から27番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委	員	なし。
議	長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号26番から27番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号26番から27番を許可とすることに決定いたします。 なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。 また、事務の取扱いの結果につきましては、来月の定例総会で報告することといたします。
議	長	続きまして、議案第4号 令和6年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書の決定について審議を求めます。 事務局より、提案をお願いいたします。
事 務 局		令和6年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）ということで、皆さんのお手元にこちらをお配りさせていただいたんですけれども、こちらをご覧ください。よろしくお願ひします。 それでは、内容を説明させていただきます。 まず、前文につきまして、少子高齢化、遊休農地の増加などによる農業を取り巻く環境の厳しさや委員の活動状況などを記載しており、今後、行政による農業施策への企画立案、実施など、農地利用最適化推進施策の改善に向けて意見書を提出することを明記しております。 続きまして、1番、担い手の育成確保等については、新規参入者の促進や新規就農者の育成確保に取り組むことを明記させていただきまして、若者が就農できる環境づくりや女性農業者の活躍できる環境整備、地域農業の発展のためのリーダー育成についての要望をしております。 2番、農業資材等の価格高騰については、輸送費や農業資材などの高騰に伴いまして、農業者の所得安定に向けた太田市独自の支援、協力をお願いしたものでございます。 3番、食育教育と地産地消の推進では、農業を通して食育の基礎を築いていくことが重要であると考え、学校での農業体験や栽培活動の継

続した事業の実施、また地元野菜のブランド化の向上支援、規格外野菜を学校給食や加工食品に活用して食品ロスの低減をお願いしたものとなっております。

4番、遊休農地対策についてでは、遊休農地の活用として国や県の補助金等の活用、解消制度の要件緩和、また地域計画の実現に向けた施策及び所有者不明農地の管理や利用の在り方の検討を要望しております。

最後、5番、農業委員会事務局の強化体制についてでは、法改正や業務内容の複雑化、システムの統一化などによる業務の増大、また継続した事業や課題の解決など、多くの問題が山積しています。また、都市化が進む中で許認可業務の事案も多く、難題が発生しており、自治体での地域計画の策定に伴う継続した取組なども農業委員会での大きな課題となっていることから、事務局の強化をお願いするものでございます。

なお、委員の皆さんの活動についても多様化、複雑化する中で、効果的、効率的な活動方法が求められております。国がデジタル化を推進している中、タブレット端末の活用を実施しまして、1人1台体制を導入するための予算措置をお願いすることを明記しております。

簡単ですけども、説明は以上になります。委員の皆さんの意見ですとか現在の農業委員会の現状を考えまして作成したものになっております。皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。以上です。

議 長

ただいま事務局より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等はございますか。

4番 委 員

今回出た内容については、私、個人的には今までと違ってかなりよくまとめてあるのではないかなという意見を持ちました。

5番の事務局の体制強化なんですけれども、ここに書いてあるとおり、事務が非常に複雑化していますよね。実際に農業委員の事務局自体の市役所の中の位置づけなんですけれども、事務局長というのは副部長級なんです。ある議員から言われました。農業委員会の事務局長は部長級ではないんだと。非常に重要な業務を担っておりまして、できれば市長に部長待遇の局長の位置づけにさせていただきたいというような話もありまして、私、意見として、一応そういうことをできたらつなげていただきたいと思ひまして、私からの意見ですけども、よろしくお願いします。

事 務 局	貴重な意見、大変ありがとうございます。 4番委員ご指摘のとおり、副部長職でございます。市の機構等の問題もでございますので、事務局からなかなか言えないことをずばり言っていただきまして、ありがとうございます。いずれにしても、例えば市長に提出するときに会長から話をさせていただくというのは問題ないはずなんです、事務局からというのはなかなか厳しいかなと思いますので。
4 番 委 員	いやいや、事務局から言ってくれというのではなくて、農業委員会から意見として、そういう待遇改善で部長級の事務局長に下さいよと、そういうことを要望する。そういう意見で、ある議員から私は言われました。代弁です。よろしくお願いします。ありがたいことでしょう。
事 務 局	今までもずっと副部長職でしたので……。
4 番 委 員	今までそういう意見が出なかったでしょう。
事 務 局	ないです。
4 番 委 員	ある議員から、部長級かと聞いたら、部長級じゃないんだってね。副部長だってね。何をばかにしているんだと思ってさ。その下に私なんか委員でやっているんだから、まだ低いや。だから、もう少しレベルアップしてもらいたい。一応そんな話です。
事 務 局	ありがとうございます。会長とともに意見書を提出するときに、そこら辺のお話を会長からさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。
議 長	事務局体制は、まさに先ほど1人1台のタブレット端末で体制強化も必要ですし、体制が強化されるに伴って責任も重くなりますので、市長にお会いして、この要請書を出す場で口頭で市長に対してお願いをいたします。以上です。
13 番 委 員	2番の農業資材等の価格高騰についての最後に、①農業者支援協力をお願いしたいと。こんなところが出てきているわけなんですけれども、非常にせっぱ詰まっているということですね。そこら辺のところ、私、浅学ながらまとめたものを最後に述べさせていただきます。以上です。
議 長	ありがとうございます。
9 番 委 員	これに関連したことを言いたいと思いますが、今、米が安過ぎますよね。物価はどんどん値上っています。肥料、農薬、資材、農業機械、しかしながら、米だけは上がりませんね。そういう状況では、太田市は米づくり農家は要らないんですか。そこいらを市長に聞きたいんだよね。直接話を聞ける機会もないので、農業委員会の方から聞いてくれませんか。今度、●●地区も●●●●●ほどの優良農地がつぶれます。そうい

う予定で、市役所のほうは工業団地をつくりたいと思うんですけども、やたら優良農地をつぶしていくと、その中には若い人もいますよ。まだ30代の人もあります。農業会議ですから、若いといえば、50代、60代は若いほうです。そういう人たちが五、六人いるんですよ。私のせがれも今、公務員ですが、近いうちに農業をやりたいということを行っています。

しかしながら、市の行政を見ていると、優良農地をつぶしていく。私も、個人的には●●地区の1町6反、全部引っかかっています。そういう状況の中で、果たして太田市の農業としては米づくりが必要なのか必要ではないのか、市長さんによく聞いてくれますか。その返事を聞きたいです。毛里田地区はほとんど農地がなくなっちゃいますよ。生品、小金井の辺りも優良農地がつぶれていきますね。市の体制は、農業についてどういうふうに感じているんだか教えてもらいたいです。どうですか、私もこれでもう最後になっちゃいますけれども、後で市長に聞いてくれますか。私は個人的に市長になかなか話ができないので、できれば私も行って話したいと思うんですけども、そこいらはどうですかね。

それともう1点、この間、農地に対する税金ということで私も書きました。その結果がどういうふうになっているのか聞きたいです。農地に税金をかけていくと、市街化区域にかけていくと、農業をやっていくと本当に税金を取られちゃって大変なんですよ。だから、そういうことで私、一筆入れましたけれども、その返事はどうなったか、それも聞きたいです。以上です。

議 長

9番委員のご意見を2つ頂戴しましたが、まさに市長に対して農業をどう考えているか、これは今度の要請の場で少しそういうご意見もあったということはお話をしてみたいと思っています。多分回答は推測ができると思いますが、一応お話はします。

まさに先ほど私が冒頭で申し上げました守るべき農地というのは何かというところだと思うんですね。ですから、単に高齢化をして田んぼができない。そこに誰かお金を出してやるから、そこはもう全ていいんだということではなくて、どこに守るべき農地があるかということをしちゃんと我々自身もぜひ認識する必要があると思うんです。

それともう一つ、●●の●●●●の話、これは農振除外の話に連動しているんですか、それとは別ですか。

9 番 委 員

そうですね。工業団地として、この間、説明会があったんですよ。その説明会の内容は、皆さん、賛成でしょうか、賛成でないんでしょうか。

議長
9番委員

主力は、そのアンケートだったですね。

それは農振除外で……。

だから、恐らく出ていないと思います。説明会はありました。ただ、説明会があったということで、地元の意見でいきますと、●●●地区はほとんど米を作っている人がいないんですね。大方農業者がみんなよそから来ているんですよ。だから、●●●地区の農家の方は、どちらかというと賛成のほうですね。ただ、その中には若い人も農家をやっているんですよ。農地も優良農地です。そういうところをどんどんつぶしちゃって、果たしていいんでしょうか。私は疑問を持っています。市長とも、そういう話をしたいです。私も何度か市長といろんな話をしたことがありますよ。また行ってこようかなと思っているんですけども、農業委員会としてどういう考え方を持つのか教えてもらいたいです。

議長

まず今、●●の●●●●、農業委員会のほうにはまだ話は来ておりませんけれども、それが農振除外の関係ですと、農政課経由で私どもは多分メンバーの一人で、それが守るべき農地かどうかという判断が一つありますから、その要件に従って事の是非を判断させていただくということになると思うんです。ですから、9番委員は今期であれですけども、次の方に場合によってはその話を引き継いでおいていただいて、ウォッチしていただくということになるかと思います。

それと2番目の農地に対する税金の問題、それは9番委員さんからご意見をいただいた農地に対する税制改正の話だろうと思うんです。これは事務局が県のほうに対して今要請をしておりますて、今年度の税制改正は年末から来年にかけて審議されると思いますが、その結果待ちという形になります。一応ご提案のあった話は県のほうにつないでございます。よろしいでしょうか。

9番委員
議長

まだそこまでの検討まではいかないということですね。

税制改正は年に1回ですよ。国の予算と同じように、国の税制も年に1回やりまして、多分市町村、自治体から県に行って、県から所管省に行って、所管省が財務省に対して税制改正の要求をする。まさに所管省が税制改正が妥当だと判断をすれば、財務省に行く。財務省の中の税制関係の会議がございまして、そこで意見の交換があります。年に1回しかないんですね。ですから、そこは仕組み上そうなっているということでご理解をいただきたいと思いますけれども。

9番委員

分かりました。県のほうへ行って、そういう検討をしたのかなと思ったので、それで聞きたかったんですよ。年に1回ならやむを得ないで

議 長	すね。 委員会では検討した後に、事務局から県に提出していますから、それは9番委員さんのご意見が県に行って、今、県で検討していただいていると。9番委員さん、ここ3年、非常に適切なご意見等をいただいて非常に感謝しています。ありがとうございます。以上でよろしいでしょうか。
9 番 委 員	はい、ありがとうございました。
2 番 委 員	申し訳ないですが、今の9番委員さんの意見に、私の知る範囲でちょっとお話をしたいと思います。9番委員さんの言うことは、農業委員として感覚が、また農家の主として非常に純粋といいますか、そういう考え方に非常に感銘はいたします。 ただ、今の●●の関係の開発につきましては、今まで経過の中で、太田市全体の開発の中で考えたことでありますので、これから具体的に市議会であるとかの討論が始まると思いますので、農業委員会として、また農政サイドとして、これに対する意見の提出というのはまだ出てこないと思います。先ほどちょっと出た農振法の除外の関係等は、これから大きな課題が出てきますけれども、そういう段階でいろんな団体を使うなり、また市議会議員なり、太田市の発展のためにというふうな意味合いの中で、その辺からまた議論する必要があると思いますので、9番委員さん、ぜひそういう機会を捉えてまた訴えていただければと私としては思っています。 それともう1点、市街化農地の税制の関係ですけれども、ちょっと生意気なようですが、これは地方税法に基づきまして税制が決まっていますので、たとえ市街化の中の農地であっても、市街化区域であるということは都市計画税も当然かかるという基本理念がありますので、これについては地方税法の改正もしくは運用の中でやる必要があると思いますので、一行政体または一農業委員会で討論すべき問題ではないというふうな捉え方をする必要があるかと思いますので、もし必要であれば、また違った角度から検討していただければと思います。 生意気な言葉で申し訳ございませんけれども、参考になればと思いますので、よろしく願いしたいと思います。失礼しました。
議 委 員 議 長	ほかにご意見等はございますか。 なし。 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 令和6年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書の決定

について賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に意見書を提出いたします。

議長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は、先月、農業会議に意見徴取した6月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。
太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。
続いて、報告第2号から第4号について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、5件提出されております。
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、19件提出されております。
報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、17件提出されております。
それぞれの内容につきましては記載のとおりです。
以上、報告させていただきます。

議長 報告第2号から第4号につきまして、ご質問等ございますか。
委員 なし。
議長 それでは、ご意見、ご質問等もないようですので、以上で第36回定例総会を終了します。

閉 会 令和5年7月10日（月） 午後2時54分